

安全で安心な県づくり推進会議(平成28年6月8日)における意見と対応等

資料 1

NO.	「安全・安心」及び「安全安心推進基本計画」に対する主な意見	意見に対する現状・対応等
1	がん検診だけでなく、成人病全般について検診が重要なので、がん検診以外についても指標を盛り込んでほしい。 成人病の背景には食生活と喫煙の問題もあり、分煙についても大きな課題。 (宍戸委員)	生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、各医療保険者が特定健康診査(腹囲検査、血圧測定、血液検査等)を実施しています。 ご意見をいただきました(本計画における)がん検診以外の指標としては、特定健康診査実施率を盛り込む方向で検討します。 また、食生活と喫煙の問題については、市町村、関係団体等と連携しながら、今後も各種事業に取り組んでいきます。
2	検診に関しては、献血など血液検査をすることで自分の身体の状態も分かるので、そうしたことを活用するのも一つの手段だと思う。 (番場委員)	各医療保険者が行っている特定健康診査(血液検査を含む)は、生活習慣病等の早期発見のほか、自身の生活習慣を振り返り、見直すことにより、病気の予防につなげることも目的としておりますので、今後も実施率の向上に努めていきます。
3	健康診断を受けても簡単に結果の説明がされるだけで、病気のメカニズムなどの説明はあまり受けない。結果をどう捉えてどう行動するかということまで考えられる機会(を作り出す情報提供)が重要。 (佐々木委員)	各医療保険者は、40歳以上の被保険者及び被扶養者を対象として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を行い、その結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、医師、保健師、管理栄養士等の専門家による生活習慣の見直しサポートをする特定保健指導を行っています。 また、特定保健指導の対象とならない方に対しては、自らの身体状況を認識し、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、基本的な情報提供を行うこととなっています。
4	放射線教育について、小中学生には教科書でしっかり学んでほしい。 (番場委員)	放射線教育は、基礎的な内容についての理解を深め、児童生徒が自ら考え、判断し、行動する力を育むため、本県で作成している指導資料(第1～5版)を活用し、授業を行っています。その資料には、除染情報プラザ等との連携や線量計を活用した授業例等を紹介し、体験的な実践がしやすいように工夫しています。
5	放射線教育については、座学より実習が重要であり、放射線教育を実施しているとしても、どの程度の内容で実施されているかが大切。 (宍戸委員)	今後は、7月からオープンした環境創造センター交流棟との連携を図り、より体験等を重視した放射線教育の在り方について検討していきます。 なお、本計画には、8(生活環境)の「(5)放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復」において、放射線教育の推進についての項目を追加、放射線教育に係る授業を実施した公立小中学校の割合を指標として盛り込みます。
6	震災後、子どもの運動の機会が少なくなり、回復しているもののまだ全国平均までは行っていないので、子どもの体力の低下や肥満についても指標になり得る。 (宍戸委員)	ご指摘のとおり、震災後、放射線等による健康被害への不安から屋外活動を制限する時期があり、このことが体力の低下等に影響していると考えられ、本計画の6(医療)の「(4)東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理」において、子どもたちの体力向上、肥満傾向児の出現率低下の必要性及びその取組の充実について項目を追加、全国体力・運動能力等調査結果及び小学校児童の栄養不良や肥満、やせ傾向(栄養状態)の割合を指標に追加します。

NO.	「安全・安心」及び「安全安心推進基本計画」に対する主な意見	意見に対する現状・対応等
7	大学でも放射線についてどう教えるかは課題。県内はたくさん観測地があるが、外国の数値はリアルタイムで分かるものはほとんどなく、相対化できない。 また、グラフや数値だけでなく、実際に測定している様子が見られることも大切だと思う。 (佐々木委員)	放射線に関する情報提供等については、「福島県放射能測定マップ」のホームページを改修して、測定の様子写真を掲載しております。これからも測定の様子をお伝えできるよう、写真等を順次掲載していきます。 また、観光地やプール等の測定結果を新聞で公表したり、県内外の避難者の方に対して発行している情報誌「ふくしまの今が分かる新聞」に環境放射能の測定結果を掲載するなど、現在も紙媒体での発信を行っていますが、これからも県内・県外問わず紙媒体での発信を検討していきます。 なお、本計画においては、8(生活環境)の「(5)放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復」に、環境放射線モニタリング結果の公表方法の工夫と県外への発信等の検討について盛り込みます。
8	福島県から離れた地域は放射線に対する理解がない。県外にも放射線に関する理解を深めてもらうため、県として発信していくことが必要。 インターネットで知らせるだけでなく、紙媒体で配布することも必要。 (番場委員)	
9	指標について、防災士の数は今年4月までに目標を大きくクリアしているが、高齢化も進んでおり、継続的にお願いしたい。 (藁谷委員)	指標としての目標は達成していますが、継続して状況を確認していきます。
10	(県内の)AEDの設置数も指標にしてもよいのではないか。 (藁谷委員)	県内自治体が所管する施設において、AED設置台数等の実態把握を行い、AED設置の必要性や有効性について啓発をし、設置促進を図ります。なお、本計画においては、AEDの設置数を指標とすることを検討します。
11	浜通りでは復旧作業のためダンプカーの交通量が多く、交通事故が増えるなど二次災害という事態も起きている。 (番場委員)	ご指摘のとおり、復旧・復興事業等により、浜通り地方の交通量が増加していることから、事業者等に対して運転者への交通安全教育の充実を求めるなどの管理者対策を積極的に行い、浜通り地方の交通安全対策を推進する必要があります。 本計画においては、5(交通安全)の「(1)国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備」に、浜通りにおけるこれらの状況について項目を追加します。
12	前回、障がい者等に対する人権や差別について話しがあったが、現計画の「10の分野」の中では十分に取扱われていないのであれば、どこかに取り込むこと。 (吉岡会長)	県民が安全に「安心」して暮らすためには、障がい者に対する差別等のない、人権が守られた地域社会を築いていくことが重要であると考えます。 本計画においては、4(虐待防止)の「(1)虐待等防止のための周知啓発」に、障がい者の権利擁護として障がいに関する理解促進の必要性等について項目を追加します。

NO.	「安全・安心」及び「安全安心推進基本計画」に対する主な意見	意見に対する現状・対応等
13	自助、共助を促進する条例・計画ならば、まずは行政からの情報提供、及びその情報に対する解説が必要。そのことを計画の全体に関わる部分でしっかり書いた方がいい。 (佐々木委員)	自助・共助の活動を促進するためにも、また様々な事案に対する不安解消、安全・安心のためにも、適切で迅速な情報提供は、非常に重要なことであり、県民全ての方々に対する分かりやすい情報発信の方法は、今後ますます工夫する必要があると考えます。 したがって、本計画の第2章基本方針の部分で、行政からの情報提供について明記します。
14	計画では自助の推進としているが、自己決定のためには情報が必要であり、障がい者や認知症高齢者、子どもなどの情報弱者にどのように情報提供を行っていくか、支援していくかが課題。 (松本委員)	
15	本県は自殺者が増えているが、心の問題を抱えた人についてどこに相談していいかわからないなど孤立の状態になっているものと思われる。こうした方への支援(相談先等の情報提供)もどのように考えていくか重要。 (熊田芳江委員)	
16	情報発信はしているが、知っている人が少ない、定着していないという面もあり、情報の受け手に当事者性をどのくらい意識付けられるかということも重要。 (渡辺委員、松本委員) 教育のことと合わせて、今後の大きなテーマとして検討していく。 (吉岡会長)	
17	基本計画に協働という文言が入ってもよい。 (藁谷委員、渡辺委員) 自助、共助、公助で網羅されないものは、協働、連携、協力などにより漏れなく書き込むこと。 (吉岡会長)	本計画の第2章基本方針では、安全で安心な県づくりのための基本的視点(基本理念)として、「各主体相互の連携・協力の推進」を上げており、県民、関係機関、行政等の相互理解、連携を図りながら協力できるネットワーク形成の推進について記載しています。さらに、地域の問題解決を図るためには、県民や関係機関、NP O、ボランティア等が同じ立場で連携し、協力をさらに深め、それぞれの特性を理解しながら協働していく必要があることから、計画に「協働」の文言を追加します。
18	指標全体について、現況値を新しいものにすること、目標値が本当にこれでいいのかと思うところがある。 指標の数字の見せ方について工夫すること。 (横田委員)	指標の現況値については、最新の数値に修正するとともに、より身近な指標を追加します。

NO.	「安全・安心」及び「安全安心推進基本計画」に対する主な意見	意見に対する現状・対応等
19	指標について、自主防災組織率とあるが、自主防災組織の母数が分からないので、ここを明確にしてほしい。 (藁谷委員)	自主防災組織率(活動カバー率)は、総世帯数に対する、自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数のことであり、注釈を記載します。
20	指標について、現時点で目標値を大幅に下回っているものについては、達成度に応じて新しい視点(施策や目標)を入れるなど検討してほしい。 (吉岡会長)	H27年(度)までの実績と目標達成に向けた取組方針については、別資料(資料2)のとおりです。
21	今般の食品表示法の改正について、啓発等が必要になると思う。(六次産業に取り組んでいる農家や障がい者施設等に対して特に。) (横田委員、熊田芳江委員)	平成27年4月1日から施行されている食品表示法については、経過措置が設定されていますが、消費者にとってわかりやすい表示になるよう、なるべく早く新制度に基づく表示への移行が求められることから、現在、保健福祉事務所と農林事務所が連携して講習会の開催や相談への対応、巡回調査等により周知を図っています。農産物加工に取り組む農業者や社会福祉施設に対しては研修会開催を案内するなどの対応をしています。 本計画にも、7(食品の安全確保)の「(1)安全な食品を提供するための自主的な取組の促進と監視・指導の強化」において、平成27年から施行された食品表示法の周知等を盛り込みます。